



平成29年10月18日

顛末書

滋賀県動物保護管理センター所長

住所

氏名

堀井嘉智

平成28年11月4日に特定動物（キリン）を横浜検疫所から堀井動物園第2飼育場に移動させた際に一部自治体に対して特定動物管轄区域外飼養・保管の通知を行っていなかったため事実を次の通り報告します。

1 特定動物の移動経路

横浜動物検疫所（神奈川県横浜市磯子区原町11-1）～
東名高速道（御殿場JCT）～新東名高速道（豊田JCT）～
伊勢湾岸道（四日市JCT）～東名阪自動車道（亀山JCT）～
新名神高速道（栗東JCT）～名神高速道栗東IC～堀井動物園

2 特定動物管轄区域外飼養・保管の通知が必要な自治体

三重県、四日市市、愛知県、豊橋市、豊田市、岡崎市、静岡県、浜松市、
神奈川県、横浜市、

3 特定動物管轄区域外飼養・保管の通知を行ってなかった自治体

神奈川県、横浜市、

4 通知を行ってなかった理由

私(堀井嘉智)が移動ルートを決め、事務員が通知書を作成し、送付しました。元々移動動物園の仕事は滋賀県が出発で滋賀が最終地であり、通知義務があるのは通る道中の県と政令指定都市と認識していた。今回は検疫所が出発県であったため、神奈川県には通知の必要がないと事務員が勘違いをしてしまい、それ以外の通過の県と政令指定都市にだけしか通知していなかった。

5 今後の対策

今後このようなことがないように
法令に定められたことを順守するよう指導いたしました。
早めに輸送ルートを決め、正確に事務員に伝えて間違えることなく
3日前までに通知いたします。

伺い文


の提出を指示しました。

平成29年10月18日に同園から顛末書の提出がありました。今回の違反の事実ついての原因およびそれに対する今後の対策について確認したところ、再発防止に向け評価できるものと判断されました。つきましては、別添顛末書を受理のうえ、処理を終了してよろしいか。

なお、通知されていなかった神奈川県および横浜市に当案件について情報提供をし、当所で指導を行った旨、了解を得ています。

回 議 書

文書発送番号	第 号				滋 賀 県	
文書管理番号	5525554			所 属	動物保護管理センター	公開審査
起 案 日	平成 29 年 10 月 19 日			担 当		
決 裁 日	年 月 日			職 名	所長	文書審査
施 行 日	年 月 日			起 案 者	榎山 昭光 印	
決裁区分	所長決裁			電話番号		公 印 使用承認
分類コード	G02	004	01B	07C	公開区分	
保存期間	5年			非公開理由	第1号	
ファイル管理番号	2017041213		ファイル名	動物取扱業・特定動物関係苦情		

文書件名	顛末書の受理について
公開用件名	顛末書の受理について
回 議	<p>所長 次長 副参事 所員</p> <div style="text-align: center;">  </div>
合 議	

伺い文

平成29年9月28日に動物愛護団体 ■氏より、平成28年11月4日のアミメキリンの輸入に伴う横浜検疫所からの特定動物の移動に際して、「特定動物管轄区域外飼養・保管通知書」が提出されていなかったとの苦情があり、その事実確認のため堀井動物園に対して調査を実施しました。平成29年10月2日に同園 ■氏が来所し、特定動物の移動にあたって出発地および到着地を管轄する自治体へは3日前までの通知は不用と誤認していたとの報告があった。平成27年4月8日にも同内容にて堀井氏に指導を行ったところであるが、事前通知の趣旨が正しく徹底されていなかったものと判断しました。同園に対して条文の内容を説明の上、今後このようなことがないように口頭にて指導を行い、顛末書